

令和5年2月20日

公益社団法人 全日本不動産協会
兵庫県本部 会員の皆様

西宮市すまいづくり推進課長

西宮市民間賃貸住宅すみかえサポート事業 協力店登録制度への登録依頼について

平素は本市行政にご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、本市では高齢者、障がい者など自力でのすみかえが難しい方々を対象に「西宮市民間賃貸住宅すみかえサポート事業」を行っております。より多くの方が安定したすまいに居住できるように、本事業にご協力いただける場合は、協力店登録をよろしくご願ひいたします。お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、ご検討の程よろしくご願ひいたします。

記

■西宮市民間賃貸住宅すみかえサポート事業 協力店登録制度について

1.事業概要

- ・住宅確保要配慮者(高齢者や障がい者等)であることを理由に物件紹介を断らない市内不動産事業者を市に登録し、住宅確保要配慮者の相談対応や物件情報提供等を行っていたく制度
- ・協力店の店舗情報(店舗名称・住所・電話番号)を市HPや窓口等で公開
- ・協力店にはステッカーを配布

2.協力店登録要件

- ・西宮市内に営業所を有する不動産事業者
- ・市と協定を締結した不動産団体(全日本不動産協会・宅建協会)に所属

3.登録期間

- ・登録した日から2年後の年度末日まで
(例：登録通知日 令和5年5月17日 ⇒有効期限 令和8年3月31日)

4.登録社数

- ・市内で16社(令和5年2月14日時点)

5.すみかえ相談フロー

- ・別紙1参照
- ・各協力店に相談表を一齐送信し、支援が可能な場合、3日以内に返信を頂き、返信があった協力店から1社を市で選択し、要配慮者にその1社を紹介

以上

問合せ先 西宮市都市局都市総括室
すまいづくり推進課 担当：正井、西森
E-mail：sumaizukuri@nishi.or.jp
TEL：0798-35-3778